

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら名取店
名取市田高字南47
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 売場面積の増床に伴う来客者の増が見込まれることから、交通安全の確保対策には努められたい。
 - (2) 開店時、繁忙期等の混雑が予想されるときは、出入口付近等に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保に努められたい。
 - (3) 来客車輛の誘導について、市道植松田高線からの右折入出庫を予定しているが、渋滞が生じた場合には誘導経路や出入口の運用を見直すなどの対策に留意されたい。
 - (4) 出入口付近にフェンスや看板等の工作物を設置する場合には、歩行者等の視界を遮らないよう留意されたい。
 - (5) 盗難防止機器等による万引き防止対策について配慮願います。
 - (6) 防犯対策について、駐車場等出入口の施錠を徹底し、夜間における青少年等の溜まり場とならないよう配慮されたい。
 - (7) 駐車場内において、車上荒らし等が発生しないよう、従業員等による巡回に努められたい。
 - (8) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など、関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に御協力願います。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間
平成19年6月20日から平成19年7月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）